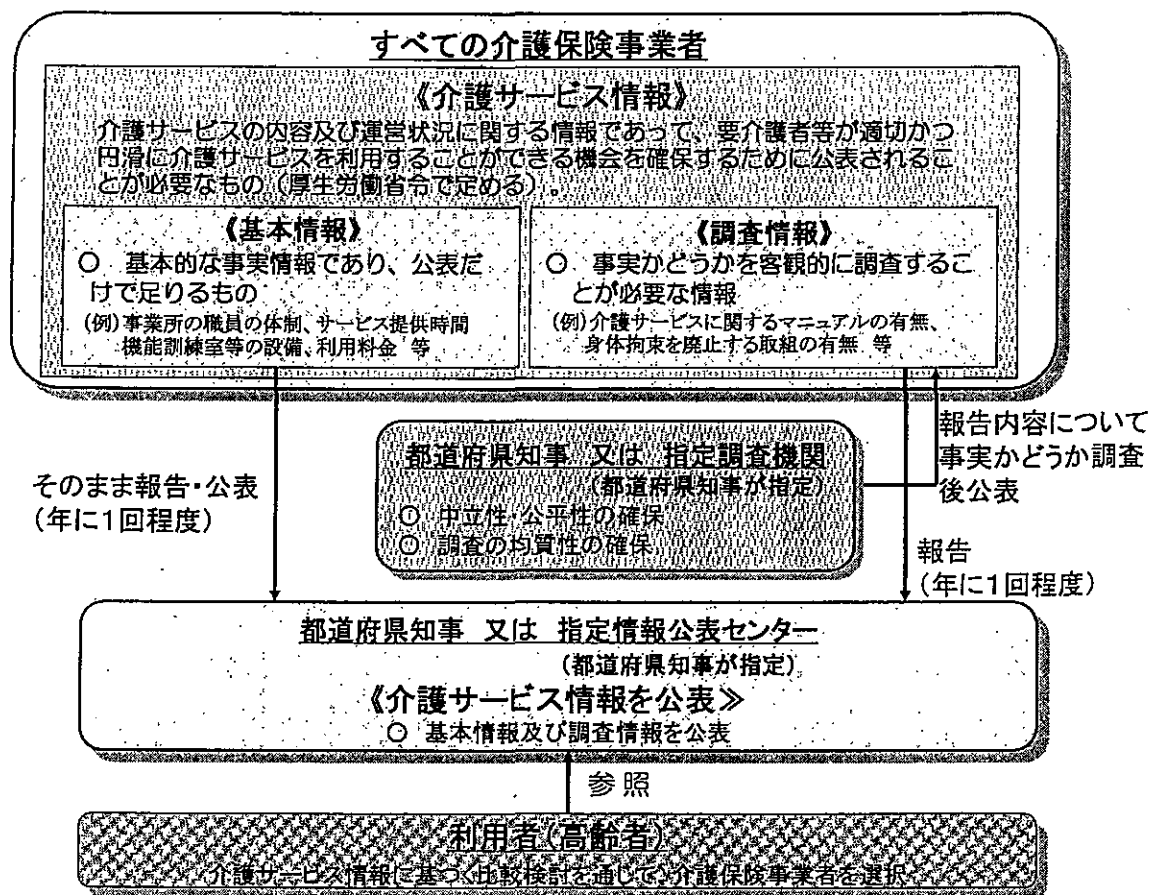


介護サービス情報の公表（情報開示の標準化）



(改正)介護保険法
(平成18年4月1日 施行)

介護サービス情報の公表

(第115条の29～第115条の37)

(概要①) 基本的な手続

- 介護サービス事業者
 - 都道府県知事に介護サービス情報を報告
(サービス提供開始時 又は 省令で定めるとき)
- 都道府県知事
 - 介護サービス情報のうち省令で定めるものを調査
 - 調査後、公表
(調査しない項目(基本情報)及び 調査の結果(調査情報))

(概要②)是正命令等

- 都道府県知事による是正命令、指定取消等
→ 事業者が、「報告しない」「虚偽の報告をした」
「調査を受けない」「調査を妨げた」とき
- 都道府県知事からの市町村長への通知
→ 指定地域密着型サービス事業者等市町村指定事業者の場合

(概要③)指定機関等

- 指定調査機関(都道府県知事が指定)
→ 「調査事務」を行う。
- 指定情報公表センター(都道府県知事が指定)
→ 「介護サービス情報の報告の受理」
「公表」
「指定調査機関の指定の審査」を行う。

(概要④)調査員の要件

- 調査事務に関する専門的知識及び技術を有する者

(概要⑤)秘密保持義務

- 情報公表センター、調査機関の役・職員、調査員
→ 知り得た秘密を漏らしてはならない。
(違反した場合、地方公務員とみなし罰則適用)

(概要⑥)手数料(都道府県条例)

- 事業者から、調査事務・公表事務手数料を徴収できる。

平成18年4月施行サービス

- ①訪問介護、②訪問入浴介護、③訪問看護、
- ④通所介護、⑤特定施設入居者生活介護、
- ⑥福祉用具貸与、⑦居宅介護支援、
- ⑧介護老人福祉施設、
- ⑨介護老人保健施設

以降、準備のできたサービスから、順次施行

情報の公表の対象となる事業所

- 利用者の選択に資する仕組み
→ 現に介護サービスを安定的に提供する事業所の
情報を公表
- 事務負担、手数料負担等への配慮

《対象事業所の要件》

計画の基準日前1年間の介護報酬支払実績

100万円を超える事業所

「介護サービス情報」(公表情報)について

○ 「基本情報」と「調査情報」で構成し、次のとおり規定

	公表項目	
		具体的内容
基本情報	介護保険法 施行規則(省令) 別表第1	老健局振興課長 通知(H18.3.31) 別添1
調査情報	介護保険法 施行規則(省令) 別表第2	老健局振興課長 通知(H18.3.31) 別添2

公表の方法

全ての(多くの)事業所の情報を、公平に、いつでもどこで
誰でも閲覧可能とし、利用者の比較検討・選択を支援

※ 事業者
情報を公表

・重要事項説明書添付
・事業所内掲示

都道府県又は指定情報公表センター
インターネット・ホームページ
※複数の事業所を比較検討

※ 利用者
情報を閲覧

補助的伝達手段
・家族
・ケアマネジャー
など

Q. なぜ、インターネットで公表するのか？

- 全ての事業者の膨大な情報を公表する。
- 利用者の比較検討に供する。
- 事業者に公平な公表機会を供する。
- 将来の高齢社会に備える。

報告・調査・情報公表の計画的実施

- 全国14万以上の事業所の報告・調査・情報公表を円滑に行う
 - 毎年、都道府県ごとに計画を定めて実施

《計画で定める事項》

- 1 計画の基準日
- 2 計画の期間
- 3 報告対象事業所の名称
- 4 報告の提出先及び期限
- 5 調査月
- 6 指定調査機関の名称
- 7 情報公表月
- 8 その他

「基本情報」の概要

(介護老人福祉施設の例)

事 項	主 な 内 容
運営法人関係	法人名・種類、所在地、連絡先、代表者名、設立日、他に実施する介護サービス
施設関係	施設名、所在地、連絡先、指定番号、管理者名・職名、指定日、交通手段
従業者関係	職種別(常勤・非常勤別)人数、勤務時間、資格、従業者1人当たり利用者数、夜勤体制、嘱託医、従業者の業務経験年数、健康診断実施状況 等
サービス内容関係	運営方針、介護報酬加算サービス、提供実績、施設・設備状況、苦情窓口、損害賠償、特色 等
利用料金関係	食費、居住費、特別居室費、特別食費、理美容代、日常生活費 等

事業所からの基本情報の報告例(抜粋)

(施設に関する事項)

施設の名称	介護老人福祉施設 〇〇〇〇
施設の所在地	〒123-4567 〇〇県〇〇市△△町8-9-0
施設の連絡先	電話 000-000-0000 FAX 999-999-9999

(介護サービスの内容に関する事項)

重度化対応(介護報酬の加算)の有無	(なし)	あり
栄養マネジメントの実施(介護報酬の加算)の有無	なし	(あり)
看取り介護の実施(介護報酬の加算)の有無	なし	(あり)

(従業者に関する事項)

実人数	常 勤		非 常 勤	
	専 従	非専従	専 従	非専従
医師	0	0	1	0
生活相談員	1	0	0	0
看護職員	5	0	1	0
介護職員	12	0	3	1

(利用料等に関する事項)

食事に要する費用の額及びその算定方法	1食あたり〇〇〇円。 (□□〇〇円+△△〇〇円)
居住に要する費用の額及びその算定方法	1日あたり〇〇〇円。 (□□〇〇円+△△〇〇円)

調査事務の方法①

- 調査員2名以上
(1名はサービスに関する知識を予め有する者)
- 事業所を訪問し、代表者との面接調査

【面接調査の方法】

- 報告日現在 及び 報告日前1年間の調査
- 報告された事項のみを調査
- 事業者が提示する情報の事実の有無を確認し、良し悪しの評価はしない
 - ※ 事業者自らの公表が前提
 - ※ 利用者自身の評価力の育成
 - ※ 評価は、人(主観)により異なる
- サービス提供記録等は、原本を1件以上確認
 - ※ 事業者は、1件で、他の日常的な取組を説明
 - ※ 一定の確認基準は評価につながる

調査事務の方法②

- 事業者が提示する資料は、紙、電子媒体は問わない
- マニュアル、研修実施記録等の具体名は問わない
- 事業計画等は、法人全体のもので可
- 会議、研修会等の実施記録は、題目、開催日時、出席者、実施内容の概要を確認
- 研修は、事業者自ら実施又は外部研修への参加を問わない

【調査の終了】

- 調査は、調査結果についての同意を得て終了
 - ・調査結果に事実誤認がないこと
 - ・調査結果がそのまま公表されること

「調査情報」の報告及び調査結果の例

(介護老人福祉施設の例)

【大項目 I】介護サービスの内容に関する事項

中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	報告	調査
①サービス提供開始時における入所者等に対する説明及び契約等に当たり、入所者の権利擁護等のために講じている措置	サービスの提供開始時における入所者等に対する説明及び入所者等の同意の取得の状況	入所申込者のサービスの選択に資する重要事項について説明し、同意を得ている。	重要事項を記した文書の同意欄に、入所申込者又はその家族の署名若しくは記名捺印がある。	(あり)	(あり)
				なし	なし
②利用者本位のサービスの質の確保のために講じている措置	認知症の入所者に対するサービスの質の確保のための取組の状況	認知症の入所者への対応及び認知症ケアの質を確保するための仕組みがある。	認知症の入所者への対応及び認知症ケアに関するマニュアル等がある。	(あり)	あり
				なし	(なし)

「調査情報」の報告及び調査結果の例

(介護老人福祉施設の例)

【大項目 I】介護サービスの内容に関する事項

中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	報告	調査
③相談、苦情等の対応のために講じている措置	相談、苦情等の対応のための取組の状況	相談、苦情等対応の結果について、入所者又はその家族に説明している。	入所者又はその家族に対する説明の記録がある。	(あり)	(あり)
				なし	なし
④サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置	サービスの提供状況の把握のための取組の状況	定期的及び随時に、入所者又はその家族からの相談に応じている。	入所者又はその家族との相談の場所及び相談対応時間の記録がある。	あり	あり
				(なし)	なし

調査しない

「調査情報」の報告及び調査結果の例

(介護老人福祉施設の例)

【大項目Ⅰ】介護サービスの内容に関する事項

中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	報告	調査
⑤サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	地域との連携、交流等の取組の状況	地域との連携、交流等を行っている。	介護予防教室、地域との交流行事等に関する計画書、開催案内等の文書がある。	あり	あり
				なし	なし

【大項目Ⅱ】介護サービスを提供する施設の運営状況に関する事項

中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	報告	調査
①適切な事業運営の確保のために講じている措置	計画的な事業運営のための取組の状況	事業計画を毎年度作成している。	毎年度の経営、運営方針等が記載されている事業計画又は年次計画がある。	あり	あり
				なし	なし

「調査情報」の報告及び調査結果の例

(介護老人福祉施設の例)

【大項目Ⅱ】介護サービスを提供する施設の運営状況に関する事項

中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	報告	調査
②事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置	サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況	入所者の状態の変化等サービス提供に必要な入所者の情報について、従業者間に伝わる仕組みがある。	サービス担当者会議、ケース検討会議、申し送り、回覧等の記録がある。	あり	あり
				なし	なし
③安全管理及び衛生管理のために講じている措置	安全管理及び衛生管理のための取組の状況	感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延を防止するための仕組みがある。	感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止に関する研修実施記録がある。	あり	あり
				なし	なし

調査しない

「調査情報」の報告及び調査結果の例

(介護老人福祉施設の例)

【大項目Ⅱ】介護サービスを提供する施設の運営状況に関する事項

中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	報告	調査
④情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置	個人情報の保護の確保のための取組の状況	個人情報の保護に関する規程を公表している。	個人情報の保護に関する規程について、ホームページ、パンフレット等への掲載がある。	あり	あり
				なし	なし
⑤サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	マニュアル等は、いつでも閲覧できる場所に備え付けている。	マニュアル等について、従業員が自由に閲覧できる場所に設置してある。	あり	あり
				なし	なし
			(その他) マニュアルを、従業員全員に配布した記録がある。		あり
					なし

独自の取組について、事業所が自ら「確認のための材料」の内容を記載

調査しない

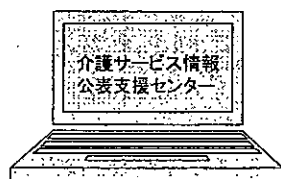
都道府県介護サービス情報公表システムについて

- 各都道府県又は指定情報公表センターのホームページから、各都道府県内の介護サービス事業所又は施設の『介護サービス情報(基本情報及び調査情報)』を検索
- 全国の介護サービス情報は、介護サービス情報公表支援センターにて集積・分析



利用者

- ・要介護者及び家族
- ・介護支援専門員
- ・その他

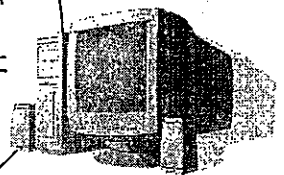


インターネット

都道府県又は指定情報公表センター

都道府県内の介護サービス事業所又は施設が提供する介護サービスの内容及び運営状況に関する情報

ホームページ



インターネット
VPN